



平成 26 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 アジア・アライアンス・
ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 チャー チェンロン
(コード番号 9318 東証第 2 部)
問合せ先 常務執行役員 中村 勝之
(TEL 03-5447-5350)

**第三者割当により発行される株式および新株予約権の募集
ならびに前回第三者割当に係る資金使途の変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当により発行される株式および新株予約権の募集を行うことについて決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、前回第三者割当に係る資金使途の変更を行っておりますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<株式>

(1) 払 込 期 日	平成 27 年 2 月 25 日
(2) 発 行 新 株 式 数	52,000,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 13 円
(4) 調 達 資 金 の 額	676,000,000 円
(5) 募集または割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 20,000,000 株 Victory Domain Limited 22,000,000 株 Honour Venture Limited 10,000,000 株
(6) そ の 他	上記各号については、平成 27 年 2 月 18 日開催予定の当社臨時株主総会において第三者割当に関する議案が承認されること、および、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件といたします。

<第 10 回新株予約権>

(1) 割 当 日	平成 27 年 2 月 25 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	315,000 個 (新株予約権の目的となる株式の数：1 個当たり 1,000 株)
(3) 発 行 価 額	無償
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	315,000,000 株
(5) 資 金 調 達 の 額	6,300,000,000 円 (新株予約権の行使による調達)
(6) 行 使 価 額	1 個当たり 20,000 円 (1 株当たり 20 円)
(7) 募集または割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 132,000 個 Victory Domain Limited 148,000 個 Honour Venture Limited 35,000 個

(8) そ の 他	上記各号については、平成 27 年 2 月 18 日開催予定の当社臨時株主総会において第三者割当に関する議案が承認されること、および、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件といたします。
-----------	---

<第 11 回新株予約権>

(1) 割 当 日	平成 27 年 2 月 25 日
(2) 新株予約権の総数	30,000 個 (新株予約権の目的となる株式の数：1 個当たり 1,000 株)
(3) 発 行 価 額	無償
(4) 当該発行による潜在株式数	30,000,000 株
(5) 資金調達額	900,000,000 円 (新株予約権の行使による調達)
(6) 行使価額	1 個当たり 30,000 円 (1 株当たり 30 円)
(7) 募集または割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 Cher Yeong How 30,000 個
(8) そ の 他	上記各号については、平成 27 年 2 月 18 日開催予定の当社臨時株主総会において第三者割当に関する議案が承認されること、および、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件といたします。

2. 募集の目的および理由

当社グループは 8 期連続して経常損失および当期純損失を計上しており、平成 26 年 3 月期においても、729,703 千円の営業損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローも 522,087 千円のマイナスとなっております。継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している状況の中で当該状況を解決すべく、①優良な投資案件の選定と実行、②財政状態の改善、③子会社の収益力の強化、④経費削減に努めている最中であり、特に安定した収益基盤の確立と資本の健全性の強化は喫緊の重要な課題となっております。

また、当社は平成 24 年 2 月 24 日付で第三者割当による新株式及び新株予約権の発行（以下、「前回第三者割当」といいます。）を行っておりますが、第 9 回新株予約権の行使状況が 7 割未満にとどまっていることに加え、新規事業の実現が遅れる中で、調達資金の一部使途を投資資金から運転資金に変更せざるを得なくなるなど、新たな資金調達の必要性が生じております。

なお、当社は、前回第三者割当に係る資金使途の変更を行っております。詳細は、「12. 第三者割当に係る資金使途の変更について」をご参照下さい。

当社は、そのような状況の下で、当社企業価値向上につながる新規事業の調査を進める過程で、当社副社長（当時）チャー チェンロンの東南アジアにおける人脈をあたった結果、シンガポールの法律事務所である TJ Cheng Law Corporation の Cheng Tim Jin 弁護士（以下、「Cheng 氏」といいます。）から、インドネシア共和国（以下、「インドネシア」といいます。）のエネルギー事業大手企業である PT INDIKA MITRA ENERGY（以下、「インディカ」といいます。）の紹介を受けました。Cheng 氏はインディカの法律アドバイザーを務めている関係にあります。

インディカはインドネシアで石炭資源の探鉱、開発、生産、輸送、運搬、発電までのバリューチェーンにかかわる大手総合エネルギー事業者であり、近年では 2012 年にインドネシアのジャワ島西部に位置するチレボン地区における火力発電事業（容量 660 メガワット、総事業規模約 8 億 5 千万米ドル、IPP（Independent Power Producer：独立系発電事業者））に対して株式会社丸紅、インディカ、韓国中部発電、韓国石炭会社サムタンが出資し、銀行団による協調融資として株式会社国際協力銀行、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、株式会社みずほコーポレート銀行（現：株式会社みずほ銀行）、株式会社三井住友銀行、韓国輸出入銀行、ING 銀行より事業費を調達）などの大型発電所プロジェクトに参画した実績を有しております。

当社は、インディカの紹介を受けた後、インドネシアの発電事業への参画の適否、方法等の検討を進め

てまいりました。その結果、以下の通り、インドネシアにおいて、当該事業を開始することにより収益を期待できる環境であるとの判断に至りました。

インドネシアでは経済発展が著しく、インドネシア中央統計庁発表による 2014 年第 1 四半期の実質 GDP 成長率は前年同期比 5.21%となっています。インドネシアでは、こうした経済発展を背景に電力ニーズが高まっており、発電所の建設による電源確保は急務となっております。インドネシアでの電源開発の促進は、主に PPP (Public and Private Partnership : 官民パートナーシップ) という手法を用いて民間資金を活用した IPP に対する投資により実現されており、近年では 2012 年に株式会社丸紅・株式会社国際協力銀行・株式会社三菱東京 UFJ 銀行・株式会社みずほコーポレート銀行 (現:株式会社みずほ銀行)・株式会社三井住友銀行が参画したチレボン・エレクトリック・パワーによる石炭火力発電所が、2013 年 5 月に商業運転を開始しています。

このように、インドネシアの電力ニーズに対応する、安定的かつ高品質な電力を供給する発電所の建設および事業運営に必要な資金需要に対し、我が国は折からの円金利安、アベノミクスによる大胆な金融政策および機動的な財政政策により、相対的に調達コストの低い資金を提供可能であり、また豊富な発電および省エネルギーノウハウを保有しているため、発電事業におけるビジネスパートナーとしてのプレゼンスが高く評価されております。インドネシア政府においては、日本企業が過去に受注した案件から、日本企業の工期の遵守や想定出力の安定的な確保などの高い技術力およびプロジェクトマネジメント能力に対する評価が浸透しております。

このような状況を鑑み、市場として魅力的なインドネシアの電力需要に応えるべく、インドネシアにおけるプレゼンスの高いインディカと協力して発電事業に参画し、調達コストの安い資金を供給できる国内金融機関および発電・省エネルギーノウハウを有する国内企業をインドネシアに紹介することで、長期に渡り安定的な収益が見込めると判断いたしました。

かかる判断に基づき、当社は、インディカとの間で、発電事業に係る相互の協力について定めた「Deed of Cooperation」(以下「協力契約」といいます。)を本日付で締結いたしました。協力契約は、本件発電事業に限らず、インドネシアにおける有望なエネルギー事業全般に対して、日本の技術および投資資金をマッチングさせるという目的をもっております。インディカは、本件発電事業において、資金供給以外の部分、すなわち、案件の発掘、技術面での支援、および発展途上国インドネシアでとりわけ重要となる各方面との関係構築・調整といった役割を担っております。

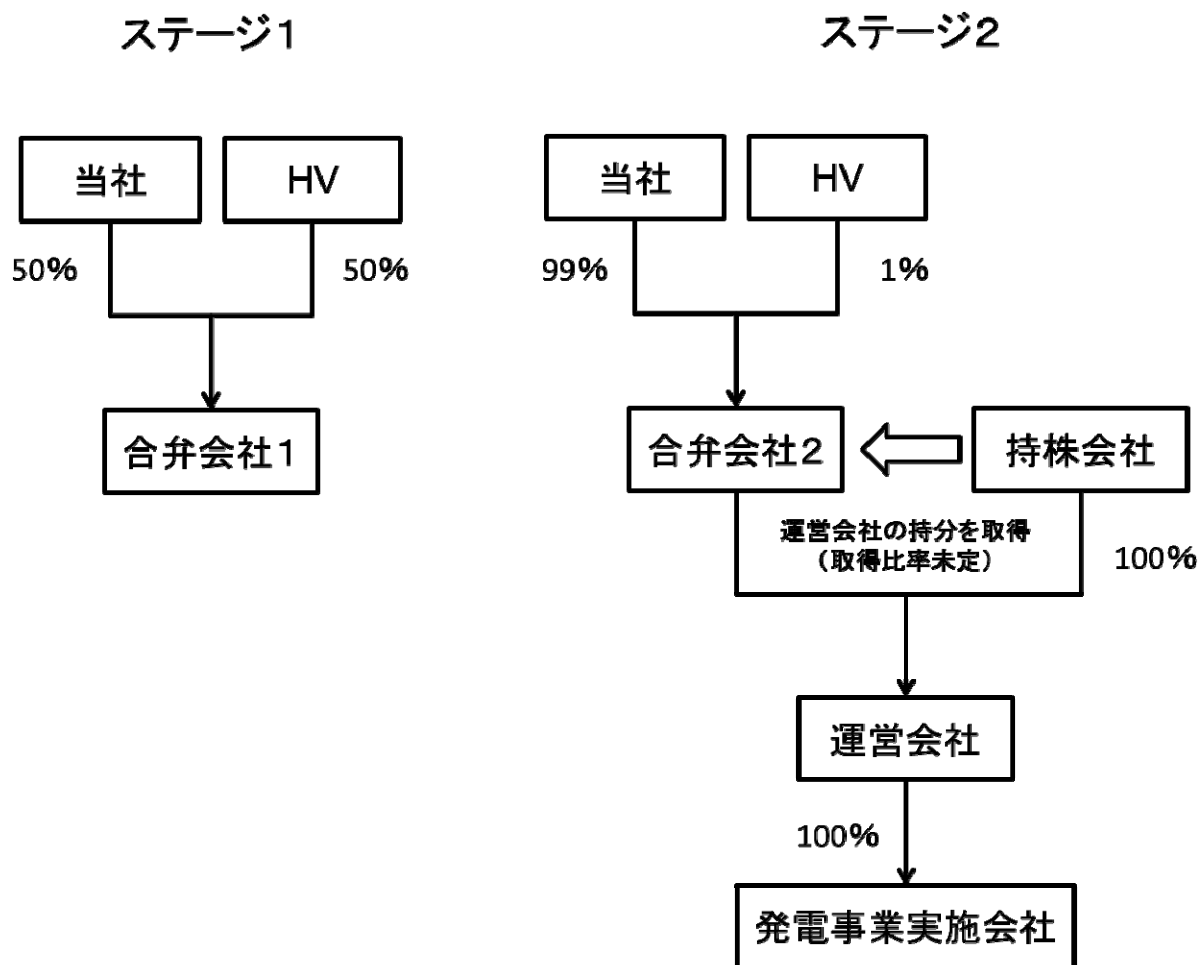
協力契約において、当社及びインディカは、発電事業における必要な協力を行うこと、インドネシアにおける合弁事業を設立し、許認可の取得その他発電事業に必要な行為を行うため最大限努力する義務を負うことなどが規定されています。なお、本協力契約における「合弁事業」は、今後の事業の進捗過程で必要に応じて設立するための合意条項として規定されているものであり、下記のステージ 1 およびステージ 2 において当社と Honour Venture Limited (以下、「HV」といいます。)の間で設立される「合弁会社 1」および「合弁会社 2」とは異なります。

また、当社が、発電事業を遂行するため、インディカに対して資金提供を求めたところ、インディカは、同社法律アドバイザーである Cheng 氏が代表を務める HV が資金提供を行うという案を提示いたしました。当社は、その後、HV との間で資金提供に係る交渉を行ってまいりました。

インディカは日本のエネルギー市場を有望とみて、世界の先端を走る日本のエネルギー事業、とりわけ日本が力を入れる再生エネルギー事業に参加し、投資リターンを得るとともに、ノウハウを吸収し、インドネシアを含む発展途上国で活用したいと考えております。また、将来は日本に自社の支社または関係会社を設立し、直接進出することを検討しております。しかし、本件発電事業では、上記の通り、資金提供以外の役割に専念するため、別法人が資金提供を行うこととなりました。なお、今後、新たな発電事業案件が計画・実行される場合、インディカ自身が資金提供を行う可能性もあります。

その後も、当社は、投資対象となり得る具体的な発電事業の調査を進め、第 1 号の事業として、インドネシアにおいて地熱発電プロジェクト(以下「発電事業」といいます。)へ参画することを決定いたしました。ただし、参画にあたっては、本件第三者割当が臨時株主総会で承認されること、および、後述の通り、当社と HV が設立した合弁会社 2 が、発電所運営会社の株式を取得することが条件となります。

発電事業のスキーム及び実施予定時期は下記の通りです。



(ステージ1)

平成27年2月～3月、当社とHVはそれぞれ出資して合併会社1（仮称。以下「合併会社1」といいます。）を設立します。出資比率は、当社が50%、HVが50%となることを予定しております。合併会社1の資本金は30百万円を予定しており、当社の出資額は出資比率50%で15百万円を予定しております。

合併会社1は、本件発電事業に関する予備調査段階の資金調達および技術提供を行います。

(ステージ2)

平成27年3月、当社とHVはそれぞれ出資して合併会社2（仮称。以下「合併会社2」といいます。）を設立します。出資比率は、当社が99%、HVが1%となることを予定しております。合併会社2の資本金は、発電所運営会社（以下、「運営会社」といいます。）（注1）による事業計画におけるエクイティ調達予定額を全て賄うために必要な5,028百万円を予定しており、当社の出資額は出資比率99%で4,978百万円を予定しております。（事業計画は米ドル建であり、円表記の金額は1米ドル=115円を前提としております。実際の金額は出資時の為替相場によって変動いたします。）

合併会社2は、運営会社の出資持分100%を保有する会社（以下、「持株会社」といいます。）（注2）から当該出資持分の一部を取得します。その結果、合併会社2と持株会社の2社が共同で運営会社に出資する形をとります。運営会社への出資額は、最大（出資持分の100%を取得する場合）で5,028百万円を想定しております。（事業計画は米ドル建であり、円表記の金額は1米ドル=115円を前提としております。実際の金額は出資時の為替相場によって変動いたします。また、現時点では2社の出資比率は未定です。）

なお、合弁会社 2 から運営会社への出資は、上記金額の全額を一度に行うのではなく、合弁会社 2 が持株会社から運営会社株式を取得することについて合意した後、平成 27 年 3 月から平成 31 年 3 月にかけて、事業の進捗に応じて段階的に行う予定であり、当社から合弁会社 2 への出資もそれに伴って順次行う予定です。平成 29 年 3 月には、合弁会社 2 から運営会社への出資比率が過半数となり、当社グループとしての子会社取得に該当する見込みであります。

合弁会社 2 及び持株会社は、運営会社が発電事業によって獲得する利益をその出資比率に応じて配当として受領します。

(注 1) (注 2)

運営会社および持株会社は、本件発電事業の実施を目的として設立された会社であり、別途事業における発電事業の実績はございません。

運営会社は、本件発電事業に該当する特定地域の事業を実施するために、インドネシア大統領令に基づき、地熱発電の開発許可を持つ企業との Joint Operation Company (以下、「JOC」といいます。)を行うために設置された会社です。

持株会社は、運営会社の株式を保有するために設立された会社です。

なお、2003 年地熱発電法 27 号により、法律上、JOC 契約は必要でなくなりましたが、インドネシアでは、資本を調達することを目的に、国内外の複数の企業の合弁事業として、地熱発電事業の実施会社を事業地域ごとに設置することは一般的な方法です。したがって、持株会社が資金を回収し売却益を得るために当社 (合弁会社 2) に運営会社の持分を譲渡することは、同社の目的に適合しております。

事業予定地はすでに確定しており、環境影響調査も終了しております。運営会社は、本事業の実施可能性を調査するため、複数の大深度井および標本採取井の掘削を実施し、発電容量および発電可能年数の確認を行っております。

許認可手続については、中央政府からの事業許可はすでに得られており、実施会社と国営配電会社との間での売電契約も締結しております。現在、運営会社は、事業の着工に必要な州政府の許可を申請中であり、地元の合意を得るために必要な自治体への広報教育活動に注力しております。

なお、先方の要請により、現時点では、運営会社および持株会社の名称、本件発電プロジェクトの名称およびその詳細の公表は控えさせていただきます。

合弁会社 2 が運営会社の株式を取得するためには、100%を取得する場合、当社の出資額として 4,978 百万円の資金調達が必要であると見込まれます。そのため、当社は、HV 以外の投資家からも出資を受けることを検討し、交渉を進めてまいりました。その結果、Sun Hung Kai & Co. Ltd (以下、「サンフンカイ」といいます。)の间接完全子会社である Sun Hung Kai Strategic Capital Limited (以下、「SHKS」といいます。)及び COL Capital Limited (以下、「COL」といいます。)の间接完全子会社である Victory Domain Limited (以下、「Victory」といいます。)からの同意を得ることができ、これらの投資家からの資金提供を受け、発電事業を進めることにいたしました。

サンフンカイは「新鴻基銀行」などを傘下に収める香港メインボード上場の香港地場最大の投資銀行です。当社は、平成 24 年 2 月にサンフンカイ子会社 Itso Limited に株式を引き受けて頂く等、サンフンカイとは親密な関係にあります。アジアにおいて、現地の事業会社に対して金融支援を行った実績があることから、アジア各国からの信頼も厚い企業グループです。

COL は、香港で上場している投資会社であり、香港を拠点に、アジアへの豊富な投資経験を有しております。また、当社は、平成 24 年 2 月に COL 子会社の Victory を通じて株式及び新株予約権 (全量行使済)を引き受けて頂くなど、COL とは親密な関係にあります。

今回、当社は、サンフンカイおよび COL から、直接出資するのではなく、それぞれの完全子会社である SHKS および Victory を通じて、当社へ出資する意向を有するとの連絡を受けました。

サンフンカイおよび COL は日本を有望な投資市場としてみておりますが、日本市場をまだ完全に理解できていない段階であり、当社を通じて発電事業等に間接的に出資することによって、日本に関する投資のノウハウやビジネスのネットワークを取得することを考えております。具体的には、当社が発電事業へ

の共同出資や ODA 申請等を行う中で、①インドネシア発電事業を通じて日本に関する知見を得ること、および、②日本市場における M&A、有価証券・不動産投資等のノウハウを取得することを想定しております。

上記①につきましては、日本市場からの有利な条件での資金調達、例として国際協力機構による ODA およびミックストローン、国際協力銀行による輸出金融や優遇条件による融資、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によるグリーンエネルギー促進のためのパイロットプロジェクトと技術支援、およびその他の日本の金融機関との協調融資等を活用するために、日本の国内制度について知悉し、資金を調達することができる当社を通じ出資することが有利となります。また、事業実施におけるリスク要因に対し総合的な技術で対応していくためには、日本のエンジニアリング企業の持つターンキーソリューションを導入し、戦略的パートナーを確立していくことが有利となります。

サンフンカイは合弁会社には出資いたしません。サンフンカイの会長 Lee Seng Huang 氏は、マレーシア上場の大手発電企業 Mudajaya Group Berhad の社外取締役でもあるため、将来的にはエネルギー事業において当社と連携（共同投資、共同仕入れ等）を行うことも視野に入れております。

上記のように、当社は、HV とともに合弁会社を設立し、同社を通じてインドネシアの発電事業に参画する予定です。当社は、運営会社が発電所の建設に必要な資金および技術について、日本の ODA やその他ファイナンスから調達するために必要なアドバイザーおよびコンサルティングを行うことを予定しています。

当社によるアドバイザーおよびコンサルティングは、主に運営会社を対象に行います。

コンサルティングの内容の例としては、下記を想定しております。

- ・インフラストラクチャー開発に投資するファンドとの共同出資・協調融資における出資機関検討および実施のための資料作成、助言、協議の支援
- ・ODA、ミックストローン、政府機関、国際機関、二国間協力におけるグリーンエネルギーへの補助金や優遇条件による融資等のスキームの特定と検討および申請の支援
- ・上記の出資、融資等の実施過程における管理基準の遵守、モニタリング、更新等の資料作成、申請業務、助言および協議の支援

当社の発電事業への参画により見込まれる収益は、運営会社を連結または持分法適用の対象とし、当該運営会社の株式持分に応じた収益および配当収入を見込んでおります。さらに、当社において、発電所の建設に際しての資金調達に関する経験・ノウハウを有する人材や企業の協力を得てコンサルティングチームを設立し、主に運営会社に対するアドバイザーによるフィー収入および技術コンサルティングによるフィー収入を見込んでおります。

本件発電事業においては、平成 33 年（2021 年）3 月期以降に売上が発生することを見込んでおります。

当社が発電事業へ参画することによって発生する損益は、当該運営会社の株式持分に応じた年間配当収入が、平成 33 年 3 月期は約 8 億円から始まり、事業計画の最終年度である平成 62 年（2050 年）3 月期は約 42 億円に達すると見込んでおります。また、平成 33 年 3 月期から平成 62 年 3 月期までの 30 年間の平均は約 27 億円と見込んでおります。（いずれも合弁会社 2 から運営会社への出資比率を 100%と仮定した場合です。）配当収入が時期によって大きく異なる理由は、地熱発電においては事業初期に設備投資を集中して行う必要があり、その結果、設備投資のための金利費用は事業初期の方が中期・後期よりも高くなるためです。

また、時期・金額は未確定ですが、アドバイザーおよび技術コンサルティングによるフィー収入が発生することが見込まれます。

なお、発電事業、特に地熱発電事業においては、上記の初期設備投資費用が運転・維持管理費用と比較して非常に大きくなるため、30 年～40 年程度の事業期間により事業のキャッシュフローと財務の評価を行うことは一般的です。

インドネシアでは、2011 年エネルギー鉱物資源省規定 2 号により、国営配電会社が、エネルギー鉱物資

源省の定める上限価格（0.097 米ドル/kwh）内にて、地熱発電による電力の全量を買取ることが規定されております。なお、同年のレポート（2011 年 Indonesian Law Review 等）において、インドネシア政府がこの上限価格を上回る買取価格を設定できる規定を準備していることが示されています。この新しい規定は、遠隔地（ジャワ、スマトラ以外の離島）等に適用されることが想定されており、本事業地域はそのような遠隔地に該当しております。本事業の財務評価においては、買取価格が事業期間全体を通じて年率 2%で上昇すると予想しており、2037 年 3 月期までは上記の上限価格を下回りますが、2038 年 3 月期以降は同価格を上回るものと想定しております。これは、インドネシア政府が準備している上記規定が 2038 年 3 月期までに実現し、現状の上限価格を上回る買取価格が設定できるようになることを前提としております。よって、上限価格は事業計画上の収益に影響を与えておりません。

2011 年エネルギー鉱物資源省規定 2 号以降、地熱発電による電力の買取価格は 4 度にわたり改定されております。直近のものとしては、2014 年 6 月、2014 年エネルギー鉱物資源省規定 17 号が制定され、2015 年以降の地熱電力買取価格の上限価格が、操業地域ごと、操業開始年ごとに定められております。同規定 17 号では、最も上限価格が低い操業地域であっても、2025 年以降の上限価格は 0.159 米ドル/kwh であり、本事業の財務評価期間の最終年次の予定買取価格 0.124 米ドル/kwh を上回っております。

しかしながら、同規定 17 号では、新規事業についてはいつの入札から適用されるのか、また、契約済みの価格については契約価格の改定をどのような手続で行うことができるのか等が明確ではありません。また、本事業については、純然たる固定価格ではなく、末端価格に関連して計算される価格であるので、この価格に関して同規程 17 号の上限価格がどのように適用されるのかが明確ではありません。

現在、2009 年法律 30 号（エネルギー法）の改定が予定されており、その中で上記の内容が規定される可能性はありますが、現時点では不明確です。したがって、後述の事業リスク ii として慎重な評価をしております。

また、本地熱発電事業の売電契約では、相対取引価格や電力市場の動向によって変動する価格ではなく、末端電力価格から算出される買取価格（注）において、国営配電会社が電力を購入する契約となっております。

（注）買取価格は下記の算式によって決定されます。

$$E=B \times D1 \times I$$

E：買取価格

B：基本単価（末端電力価格から送配電コストを差し引いて決定される単価）

D1：発電量

※ 本発電事業が、送電を行った場合は「送電した電力」、国営配電会社の原因によって送電できなかった場合は、「送電し得たであろう電力」を、発電量として定義しております。すなわち、買い手側の責任により送配電ができない場合に、売り手側のリスクをヘッジする条件が定められております。

具体的には、国営配電会社が発電電力の全量買取を行える場合と行えない場合に応じて、上記の算式において D1 に下記①②③のいずれかを用います。なお、②と③が同時に生じた場合は、大きい方を用います。

① 全ての電力を買取れる場合、全発電量

② 本事業のみに用いる送配電経路のトラブルにより全量買取ができない場合、買い取りを行えない期間については、買い取りを行えない期間の計画発電量の 95%

③ 上記②以外の送配電経路のトラブルまたはその他のトラブルにより全量買取ができない場合、買い取りを行えない期間については、（買い取りを行えない期間の時間数）×（当該期間に最も近い期間の時間当たり実発電量）

I：補正係数（インドネシアルピア/米ドルの為替変動、およびインドネシア/米国のインフレ率の差異を調整するための係数）

一般的に想定される事業リスクについては下記の通りです。

i 買取価格が変動するリスク

買取価格が相対取引で変動する他の発電方式による通常の IPP（独立系発電事業者）の事業と比較した場合、本事業の買取価格は末端電力価格を基準として決定され、末端電力価格は政府の認可によって決定されるため、本事業の価格変動リスクは低いものとなっております。ただし、本事業における買取価格は米ドルで設定されているため、米ドルと日本円の間での為替変動による収入の変動により、計画通りの収入が得られない可能性があります。また、1997年のアジア通貨危機に伴う政変時にみられたような、極端な外部環境の変動による電力需給の変化（企業活動の低下による電力需要低下）等が発生した場合、末端電力価格の変動に伴い本事業における買取価格も変動し、計画通りの収入が得られない可能性があります。

ii 買取（希望）価格が政府上限価格を上回り、希望価格での売電を行えないリスク

上述の通り、2037年3月期までは上限価格以内での売電を予定しており、また、上限価格を上回る価格での売電を可能とする政府規定も準備されております。よって、リスクは比較的低いと考えられます。ただし、2038年3月期以降の買取価格は現状の上限価格を上回っており、上記政府規定が実現しなかった場合には、希望価格での売電が行えず、収益が減少する可能性があります。

iii 発電コストが上昇するリスク

地熱発電のコストは、燃料費等のコモディティ価格を含まず、初期設備投資額に対する運転・維持管理費用の比率が非常に低いのが特徴です。よって、インフレ等による発電コスト上昇のリスクは低いと考えられます。

本発電事業における当社の投資額（合弁会社1および合弁会社2への出資額の合計）は、平成27年（2015年）2月から平成31年（2019年）1月までに4,993百万円を予定しており、投資回収期間は平成33年（2021年）3月期から平成37年（2025年）3月期までの5年程度を見込んでおります。したがって、平成33年3月期から、上記配当収益が当社グループの損益に反映されることが見込まれます。本計画の投資収益率（ROI）は、平成33年3月期の配当収益を854百万円と見込んでいることから、当初17%（854百万円÷4,993百万円）程度ですが、その後増加する計画であります。したがって、本計画は収益力のある事業であり、本計画への投資は妥当と判断しております。当該運営会社の現状については、当該運営会社の調査報告書及び事業計画書によって確認しております。

なお、本プロジェクトの収益化にあたって、合弁会社2が運営会社の株式を取得し、その後出資していくことについては、現時点では持株会社との交渉段階であり、当社とインディカの契約等では担保されておらず、結果的に株式取得ができなくなるというリスクがあります。その原因としては、為替の動向や売電価格の変化等を要因として、株式取得金額の合意に達しなかった場合を想定しております。その場合は、インディカから別プロジェクトの紹介を受けることを予定しており、同社から口頭で確約を得ております。

当社は、さらに、近年の当社グループを取り巻く厳しい財政状況を改善すべく、運転資金（注1）、株式会社六合及びデザイン株式会社の事業資金（注2および注3）、事業拡大のためのM&Aおよび有価証券・不動産投資資金（注4）を調達するため、出資者を探してまいりました。その結果、上記のHV、SHKS及びVictoryに加え、Cher Yeong How氏（以下、「Cher氏」といいます。）から、当社に対する当該資金の出資を同意して頂きました。

Cher氏は、当社代表取締役社長であるチャー チェンロンの実父であります。また、当社の筆頭株主であるのぞみ1号投資事業有限責任組合の99.54%を出資しております。

（注1）発電事業が収益化するまでの運転資金の一部に充当するものです。当社本体の人件費および経費を想定しております。

（注2）当社子会社・株式会社六合は愛知県名古屋市内に本社を置く建設会社であり、建築土木の設計・監理・施行等を行っております。

資金使途としては下記を想定しております。具体的な案件は現時点では未定です。

① デベロッパー（分譲マンション業者）案件の受注

デベロッパー案件の受注は大きな資金負担を伴いますが、売上高・利益への貢献、知名度・

信用度の向上といった大きなメリットがあり、耐震技術、最新設備等、施工管理技術の向上のためにも不可欠です。また、ボリューム効果と受注高安定により、協力業者の価格単価も低下することが期待できます。

② 大型商業施設案件の受注

最初に入金する必要がある金額が高額となるため、現状では、資金面での制約から、受注を断念するか、他社とジョイントベンチャーを組み、一部資金を負担して頂くことにより、売上高・利益を折半して受注しております。単独受注が可能となれば、売上高・利益への貢献、知名度・信用度の向上につながるるとともに、その他一般案件の受注にも有利に働くといった相乗効果が期待できます。

③ 収益物件の確保

建設業の特徴である景気変動からの影響を最小限に抑えるため、賃貸住宅、事業用借地等の取得を行い、売上高の増加と安定を図ります。また、これら物件の所有により、建物・ビル管理業務を自社で行うことが可能となり、新事業進出の足掛かりとなります。さらに、中古分譲マンションの一室を取得し、リノベーションにより付加価値を付けて売却するといった短期転売事業を行うことも考えております。

(注 3) 当社子会社・デザイア株式会社は東京都新宿区に本社を置く不動産開発・販売会社であり、首都圏における小型投資用不動産の開発・販売を行っております。

資金使途としては、ワンルームマンションのための土地取得費用および建設費用を想定しております。具体的な案件は現時点では未定です。

(注 4) 当社は、日本とアジアをつなぐ架け橋となる事業の実践を目的としており、その一環としてのM&A および有価証券・不動産投資を想定しております。

資金使途としては下記を想定しております。具体的な案件は現時点では未定です。

① M&A 資金

(1)非製造業、(2)黒字、(3)後継者問題を抱える、(4)アジア進出を目指している、という条件を満たす日本企業の株式を取得し、連結子会社化または持分法適用会社化いたします。当社のアジアに関するネットワークを活用し、日本とアジアをつなぐビジネスの創造や企業価値の向上を目指します。

② 有価証券投資資金

アジア企業、またはアジアビジネスに関連する日本企業の株式を主な対象として、連結子会社化および持分法適用会社化のいずれも前提としない純投資目的の有価証券投資を行います。

③ 不動産投資資金

東南アジアは、労働力人口の増加を背景に高い経済成長を続けており、不動産に対する需要が急増しております。当社は、インドネシア、フィリピン、マレーシアといった東南アジア諸国を主な対象として、不動産投資・開発を行うことを考えております。また、同地域で不動産投資・開発を手掛ける企業への投資や業務提携等を行うことも検討しております。

(資金調達の方法について)

資金調達の方法につきましては、様々な選択肢を検討してまいりました。

負債性の資金調達につきましては、当社が 8 期連続で経常損失および当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、信用リスクが極めて高い中、当社への融資を実施する金融機関および当社社債を引き受ける投資家を見つけることはできませんでした。

この状況に鑑みると、資本性の資金調達を通じて財務状況の改善、収益基盤の確立を図ることが適切であると判断いたしました。

また、今回計画している事業に必要な資金の総額は、発電事業という事業の性質上、当社の発行済株式の時価総額との対比でも大規模であり、上記の当社の経営状況を勘案すると、公募増資あるいはライツ・オフリングを実施しても、必要資金を調達するに十分な応募を見込むことは困難であります。その結果、今回の事業に理解を頂いた投資家を対象とする第三者割当という方法を選択するのが最適であると

いう結論に至りました。

加えて、事業の期間が長期にわたることから、新株式の割当に加えて新株予約権の割当を行い、新株予約権者には事業の進捗状況に応じて行使をして頂くことを口頭にて確認しております。(引受契約等にて担保されたものではございません。)

3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	7,876,000,000円
② 発行諸費用の概算額	49,000,000円
③ 差引手取概算額	7,827,000,000円

(2) 調達する資金の具体的な用途

<株式>

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
① 運転資金(当社人件費・経費)(C)	168	平成27年2月～平成27年7月
② 合弁会社1への出資金(A)	15	平成27年2月～平成27年3月
③ 地熱発電事業出資金(合弁会社2への出資金。事業進捗状況や経済環境等によっては貸付金とする場合もあり)(B)	456	平成27年3月
④ 地熱発電技術およびODA獲得に関するコンサルティングチーム(3名)費用(D)	28	平成27年2月～平成28年3月

<第10回新株予約権>

具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
① 運転資金(当社人件費・経費)(B)	482	平成27年7月～平成29年3月
② 地熱発電事業出資金(合弁会社2への出資金。事業進捗状況や経済環境等によっては貸付金とする場合もあり)(A)	4,523	平成28年1月～平成31年1月
③ 地熱発電技術およびODA獲得に関するコンサルティングチーム(6名)費用(C)	144	平成28年4月～平成31年3月
④ 株式会社六合事業資金(デベロッパー(分譲マンション業者)案件受注資金、大型商業施設受注資金、収益物件(賃貸マンション、事業用借地他)取得資金)(D)	650	平成27年2月～平成29年5月
⑤ デザイア株式会社事業資金(東京23区を中心とする不動産投資・開発資金)(F)	100	平成27年2月～平成29年5月
⑥ 事業拡大のためのM&Aおよび有価証券・不動産投資資金(E)	370	平成27年2月～平成31年12月

<第 11 回新株予約権>

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	運転資金 (当社人件費・経費) (B)	720	平成 29 年 4 月～ 平成 31 年 3 月
②	事業拡大のための M&A および有価証券・不動産投資資金 (A)	171	平成 29 年 6 月～ 平成 31 年 12 月

(注 1) 払込金額の総額から発行諸費用の概算額を控除した額であります。

(注 2) 資金使途の優先順位は、本株式及び本新株予約権のそれぞれに関して、「具体的な使途」に付記されたアルファベットの順序 (A が最も高い) となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少いたします。なお、上記の理由により、地熱発電事業出資金の一部または全部が調達できない場合も、発電所運営会社に出資を行う投資家を当社が紹介することにより、発電事業の遂行は可能であると考えております。発電事業以外の使途に関して調達額が減少した場合は、上記優先順位に従って支出を行います。

(注 3) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、各割当予定先との間で慎重に協議を重ねた結果、本件第三者割当によって財務基盤の建て直しを図り、将来の成長戦略を実現することが、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。

今回の資金調達によって、当面の運転資金の確保および計画に必要な資金の確保を行うことで、発電事業計画の達成の可能性を高めるだけでなく、計画を超える実績を実現する原動力としたいと考えております。また、当該計画が完了する 2049 年までの間、段階的に、投下資金及び利益相当額の資金の回収を見込んでおりますが、当該資金を発電事業に再投入することによりさらに大きな増益効果を継続して発生させることができると考えております。このような取り組みにより、当社の業績を拡大させ、ひいては企業価値の向上を図っていく所存であります。

「5. 発行条件等の合理性 (1)」にて説明いたしますように、今回発行する新株式、第 10 回新株予約権及び第 11 回新株予約権は有利発行となりますが、「2. 募集の目的および理由」にも記載の通り、調達資金を有効に活用した場合の収益改善効果は当社の現行の利益水準に比較してかなり大きなものであり、株式の希薄化及び新株並びに新株予約権の有利発行により既存株主が被ることとなる不利益を十分に補えるものと考えております。

係る企業価値の向上は、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本件第三者割当による資金使途には合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

① 新株式

払込金額は、割当予定先との交渉を経て、本新株式の発行に係る平成 26 年 12 月 18 日開催の取締役会決議の直前営業日である平成 26 年 12 月 17 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 22 円から 40.91%をディスカウントした 13 円となりました。

本件新株式発行がディスカウント発行となったのは、当社が 8 期連続で経常損失及び当期純損失を計上し、金融機関から融資を受けられないような経営状況にある中、資金を拠出する当該割当予定先からは、株価下落リスクが相当程度高いため、ディスカウント発行で引き受けることにより株価下落リスクを最小限にしたいとの意向が示されたためです。

これに対し、当社は、ディスカウント発行を行えば、当該割当予定先が既存株主に比して有利な条件で株式を保有することになり、株主間の平等が図られない可能性があること、有利発行を行うには株主総会

での決議が必要となり、大幅に調達時期が後ろ倒しになって、収益機会を逃すおそれもあることから、ディスカウント発行に関し、当該割当予定先と複数回にわたる交渉を実施しました。しかし、当該割当予定先のディスカウント発行に対する要望は強く、当該割当予定先との交渉が破談する可能性も浮上したため、可能な限りディスカウント率を低く抑えたいうえで、ディスカウント発行を行うこととしました。かかるディスカウント発行により、株式の希薄化が生じますが、本新株式の発行による資金調達は、希薄化以上の株式価値の向上をもたらすと考えております。

なお、当該払込金額 13 円は、上記取締役会決議の日の直前 1 ヶ月間（平成 26 年 11 月 18 日から平成 26 年 12 月 17 日まで）における当社普通株式の終値の平均値（18.19 円）とのディスカウント率が 28.53%、直前 3 ヶ月間（平成 26 年 9 月 18 日から平成 26 年 12 月 17 日まで）における当社普通株式の終値の平均値（17.43 円）とのディスカウント率が 25.40%、直前 6 ヶ月間（平成 26 年 6 月 18 日から平成 26 年 12 月 17 日まで）における当社普通株式の終値の平均値（17.50 円）とのディスカウント率が 25.73%となっており、本新株式の発行は有利発行に該当されると判断されます。よって、本新株式の発行につきましては、本件臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認を得ることを条件といたします。

② 第 10 回新株予約権

上記「2. 募集の目的および理由」で説明している発電事業等を行い、今後の企業価値向上を実現するためには、①の本新株式の発行による調達資金だけでは不十分であります。よって、本新株予約権を並行して発行することといたしました。

なお、本新株予約権の行使が想定通りになされない場合、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」で示した資金使途への支出が遅れたり実行できなくなるリスクがあります。

本新株予約権については、取得条項が付されております。取得条項は、株価上昇時において本新株予約権の権利行使を促進させるとともに、新株予約権の権利行使が当社の希望するペースで進まない場合には、新株予約権を取得・消却することによって、将来の希薄化を防止することを目的とします。

本新株予約権の発行価額は、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役 能勢 元）に公正価値の算定を依頼した上で決定しております。

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定については、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。

当該第三者機関は、基準となる当社株価 22 円（平成 26 年 12 月 17 日の終値）、権利行使価額 20 円、ボラティリティ 80.40%（平成 21 年 11 月から平成 26 年 11 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 5 年、リスクフリーレート 0.056%（評価基準日における長期国債レート）、配当率 0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 258 円（1 株当たり 0.258 円。基準となる当社株価の 1.173%）との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成 32 年 2 月 24 日）に時価が行使価格以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなり

ます。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日の翌日以降いつでも、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部又は全部を無償で取得できることとしており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものと仮定しております。

具体的には、代替資金調達コストは 61.30%（修正 CAPM により算定した株主資本コスト 8.42%に当社の推定した信用コスト分 52.88%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コストを加えた金額としており、第 10 回新株予約権については 32 円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 63,540 株（最近 5 年間の日次売買高の中央値である 635,400 株の 10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10% という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記の公正価値評価を踏まえつつ、本新株予約権の発行価額につきましては無償といたしました。

本新株予約権の発行が無償発行となったのは、当社が 8 期連続で経常損失及び当期純損失を計上し、金融機関から融資を受けられないような経営状況にある中、資金を拠出する当該割当予定先からは、株価下落リスクが相当程度高いため、無償発行で引き受けることにより株価下落リスクを最小限にしたいとの意向が示されたためです。これに対し、当社は発行条件に関し、発行価額を有償とすることを求め、当該割当予定先と複数回にわたる交渉を実施しました。しかし、当該割当予定先の無償発行に対する要望は強く、当該割当予定先との交渉が破談する可能性も浮上したため、下記の通り、行使価額を本新株式の発行価額よりも高く設定することを条件に、発行価額を無償とすることとしました。本新株予約権の行使により、株式の希薄化が生じますが、当該行使による資金調達は、希薄化以上の株式価値の向上をもたらすと考えております。

行使価額については、本新株予約権発行に関する取締役会決議日の直前営業日（平成 26 年 12 月 17 日）の東京証券取引所における当社普通株式の株価（終値。以下同じ。）22 円に対して 9.09%のディスカウントである 20 円といたしました。当該行使価額は、本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日の前日までの最近 1 ヶ月平均 18.19 円に対しては 9.95%のプレミアム、前日までの最近 3 ヶ月平均 17.43 円に対しては 14.77%のプレミアム、前日までの最近 6 ヶ月平均 17.50 円に対しては 14.26%のプレミアムであります。当該行使価額をこのように設定することにより、希薄化に対する一定の配慮がなされております。

なお、本新株予約権の発行価額は無償であることから、有利発行に該当すると判断されます。よって、本新株予約権の発行につきましては、本件臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認を得ることを条件といたします。

③ 第 11 回新株予約権

上記「2. 募集の目的および理由」で説明している発電事業等を行い、今後の企業価値向上を実現するためには、①の本新株式の発行による調達資金だけでは不十分であります。よって、本新株予約権を並行して発行することといたしました。

なお、本新株予約権の行使が想定通りになされない場合、上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」で示した資金使途への支出が遅れたり実行できなくなるリスクがあります。

本新株予約権については、取得条項が付されております。取得条項は、株価上昇時において本新株予約権の権利行使を促進させるとともに、新株予約権の権利行使が当社の希望するペースで進まない場合には、新株予約権を取得・消却することによって、将来の希薄化を防止することを目的とします。

本新株予約権の発行価額は、第 10 回新株予約権と同様に、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に公正価値の算定を依頼した上で決定しております。

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定については、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。

当該第三者機関は、基準となる当社株価 22 円（平成 26 年 12 月 17 日の終値）、権利行使価額 30 円、ボラティリティ 80.40%（平成 21 年 11 月から平成 26 年 11 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 5 年、リスクフリーレート 0.056%（評価基準日における長期国債レート）、配当率 0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社普通株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 251 円（1 株当たり 0.251 円。基準となる当社株価の 1.141%）との結果を得ております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成 32 年 2 月 24 日）に時価が行使価格以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日の翌日以降いつでも、当社取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部又は全部を無償で取得できることとしており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものと仮定しております。

具体的には、代替資金調達コストは 61.30%（修正 CAPM により算定した株主資本コスト 8.42%に当社の推定した信用コスト分 52.88%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コストを加えた金額としており、第 11 回新株予約権については 48 円としております。これは、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

iii. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 63,540 株（最近 5 年間の日次売買高の中央値である 635,400 株の 10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の 100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である 100%のうち平均してその 10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の 10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

当社は、上記の公正価値評価を踏まえつつ、本新株予約権の発行価額につきましては無償といたしました。

本新株予約権の発行が無償発行となったのは、当社が 8 期連続で経常損失及び当期純損失を計上し、金融機関から融資を受けられないような経営状況にある中、資金を拠出する当該割当予定先からは、株価下落リスクが相当程度高いため、無償発行で引き受けることにより株価下落リスクを最小限にしたいとの意向が示されたためです。これに対し、当社は発行条件に関し、発行価額を有償とすることを求め、当該割当予定先と複数回にわたる交渉を実施しました。しかし、当該割当予定先の無償発行に対する要望は強く、当該割当予定先との交渉が破談する可能性も浮上したため、下記の通り、行使価額を本新株式の発行価額よりも高く設定することを条件に、発行価額を無償とすることとしました。本新株予約権の行使により、株式の希薄化が生じますが、当該行使による資金調達、希薄化以上の株式価値の向上をもたらすと考えております。

行使価額については、本新株予約権発行に関する取締役会決議日の直前営業日（平成 26 年 12 月 17 日）の東京証券取引所における当社普通株式の株価（終値。以下同じ。）22 円に対して 36.36%のプレミアムである 30 円といたしました。当該行使価額は、本資金調達に係る取締役会決議日の直前営業日の前日までの最近 1 ヶ月平均 18.19 円に対しては 64.92%のプレミアム、前日までの最近 3 ヶ月平均 17.43 円に対しては 72.15%のプレミアム、前日までの最近 6 ヶ月平均 17.50 円に対しては 71.39%のプレミアムであります。当該行使価額をこのように設定することにより、希薄化に対する一定の配慮がなされております。

なお、第 11 回新株予約権の行使価額が第 10 回新株予約権と異なる理由は下記の通りです。

第 1 に、当社は、新株予約権行使時の希薄化への配慮から、行使価額を現在の市場株価に対してプレミアムとなる水準に設定すべく、各割当先と交渉を行いました。その過程で、第 10 回の割当予定先が法人であるのに対し、第 11 回の割当予定先が個人であり、信用・資金力を背景とした交渉力において差があることから、第 10 回の行使価額を第 11 回の行使価額よりも低く設定せざるを得ませんでした。

第 2 に、第 10 回の行使による調達資金の支出予定時期は平成 27 年から平成 31 年を予定しておりますが、メインである地熱発電事業への出資は、平成 27 年 3 月から平成 31 年 1 月を予定しております。この期間に調達資金を投資して事業を拡大することにより、当社の企業価値は向上し株価は上昇すると考えております。第 11 回の行使による調達資金の支出予定時期は平成 29 年から平成 31 年を予定しており、この期間における株価は、上記の理由から、第 10 回の行使による調達資金の支出予定時期よりも高くなっていると考えております。

よって、第 11 回の行使価額を第 10 回の行使価額 20 円よりも高い 30 円といたしました。

なお、本新株予約権の発行価額は無償であることから、有利発行に該当すると判断されます。よって、本新株予約権の発行につきましては、本件臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認を得ることを条件といたします。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の発行によって増加する当社の普通株式の数 52,000,000 株に係る議決権の数は 520,000 個であります。また本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数は 345,000,000 株であり、当該株式に係る議決権の数は 3,450,000 個であります。よって、本株式が発行され、かつ全ての本新株予約権が発行・行使された場合の本資金調達による希薄化率は、平成 26 年 12 月 17 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 256,866,529 株に対し 154.55%（平成 26 年 12 月 17 日現在の議決権総数 2,568,471 個に対し 154.57%）となっております。

また、本新株式が発行され、かつ本新株予約権が全て発行・行使された場合の最大交付株式数 397,000,000 株に対し、当社過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 1,975,457 株であり、最大交付株式数の 0.49%であります。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である 5 年間（年間取引日数：245 日／年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1 日当たりの売却数量は 324,081 株となり、上記 1 日当たりの出来高の 16.40%となるため、状況によっては株価の下落要因となる可能性があります。

しかしながら、今回計画している事業に必要な資金の総額は、発電事業という事業の性質上、当社の発行済株式の時価総額との対比でも大規模であることから、このような高い希薄化率の増資を実施する

ことが必要不可欠であります。また、上記「2. 募集の目的および理由」に記載の通り、インドネシアでは経済発展を背景に電力ニーズが高まっており、発電所の建設による電源確保は急務となっております。このような状況のもとで、インドネシアにおけるプレゼンスの高いインディカと協力して発電事業に参画することは、長期に渡り安定的な収益が見込めると考えられ、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。

今回の資金調達によって一定の希薄化は生じますが、今回調達した資金によって発電事業を開始し、ROI17%以上を目標とし、本事業終了後には回収した資金をもってさらに発電事業を手掛けていくことによって、継続的な事業成長を実現できるように努めてまいります。このように業績を向上させることによって、将来の株価の下落リスクを軽減できるものと考えております。

係る企業価値の向上は、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本件第三者割当による発行数量および株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①Sun Hung Kai Strategic Capital Limited (株式 20,000,000 株、第 10 回新株予約権 132,000 個)

(1) 名 称	Sun Hung Kai Strategic Capital Limited		
(2) 所 在 地	42/F, The Lee Gardens, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong		
(3) 代表者の役職・氏名	Director : Joseph Tong Tang		
(4) 事 業 内 容	投資業		
(5) 資 本 金	HK\$2		
(6) 設 立 年 月 日	1983 年 4 月 29 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	2 株		
(8) 決 算 期	12 月		
(9) 従 業 員 数	2 名		
(10) 主 要 取 引 先	該当事項はありません。		
(11) 主 要 取 引 銀 行	該当事項はありません。		
(12) 大株主および持株比率	Lexshan Nominees Ltd 50% Shipshape Investments Ltd 50% (いずれも Sun Hung Kai & Co. Limited が 100%出資)		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の連結経営成績および財政状態			
決算期	2011 年 12 期	2012 年 12 期	2013 年 12 期
連 結 純 資 産	▲300	▲259	▲175
連 結 総 資 産	720	1,303	4,274
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	▲150	▲150	▲87
連 結 売 上 高	▲55	33	225
連 結 当 期 純 利 益	▲67	40	87
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	▲33	20	43
1 株 当 たり 配 当 金	0	0	0

(単位：百万 HK\$)

②Victory Domain Limited (株式 22,000,000 株、第 10 回新株予約権 148,000 個)

(1) 名 称	Victory Domain Limited			
(2) 所 在 地	47/F, China Online Centre, 333 Lockhart Road, Wan Chai, Hong Kong			
(3) 代表者の役職・氏名	Director : Chong Sok Un			
(4) 事 業 内 容	投資業			
(5) 資 本 金	US\$50,000			
(6) 設 立 年 月 日	2011 年 9 月 12 日			
(7) 発 行 済 株 式 数	1 株			
(8) 決 算 期	6 月			
(9) 従 業 員 数	1 名			
(10) 主 要 取 引 先	該当事項はありません。			
(11) 主 要 取 引 銀 行	該当事項はありません。			
(12) 大株主および持株比率	Besford International Ltd. 100% (COL Capital Limited が 100%出資)			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	該当事項はありません。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	該当事項はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。			
(14) 最近 3 年間の経営成績および財政状態				
	決算期	(2011 年 9 月設立)	2013 年 6 月期	2014 年 6 月期
連 結 純 資 産			40,725,402	25,024,744
連 結 総 資 産			55,552,336	39,856,436
1 株 当 たり 連 結 純 資 産			40,725,402	25,024,744
連 結 売 上 高			0	75,122,820
連 結 営 業 利 益			0	▲13,730,970
連 結 当 期 純 利 益			▲40,725,394	▲15,700,658
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益			▲40,725,394	▲15,700,658
1 株 当 たり 配 当 金			0	0

(単位 : HK\$)

③Honour Venture Limited (株式 10,000,000 株、第 10 回新株予約権 35,000 個)

(1) 名 称	Honour Venture Limited
(2) 所 在 地	Room 1804-5, 18/F., Easey Commercial Building, 253-261 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong
(3) 代表者の役職・氏名	Director : Cheng Tim Jin
(4) 事 業 内 容	投資業
(5) 資 本 金	HK\$10
(6) 設 立 年 月 日	2014 年 3 月 7 日
(7) 発 行 済 株 式 数	1 株
(8) 決 算 期	12 月
(9) 従 業 員 数	1 名
(10) 主 要 取 引 先	該当事項はありません。
(11) 主 要 取 引 銀 行	該当事項はありません。
(12) 大株主および持株比率	Cheng Tim Jin 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。
(14) 最近 3 年間の経営成績および財政状態	2014 年 3 月設立のため、該当事項はありません。

③Cher Yeong How (第 11 回新株予約権 30,000 個)

(1) 氏 名	Cher Yeong How
(2) 住 所	163A-15B, Paragon Tower (East), Persiaran Gurney, Georgetown, Pulau Pinang, Malaysia
(3) 職 業 の 内 容	会社経営
(4) 上 場 会 社 と 当 該 個 人 と の 間 の 関 係	Cher Yeong How 氏は、当社株式の 15.45%を保有するのぞみ 1 号投資事業有限責任組合の 99.54%を出資しております。

※ 当社は、平成 26 年 6 月 23 日に当社副社長（当時）チャー チェンロンが各割当予定先と会議を行ったところ、各割当予定先から、反社会勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

また、上記とは別に、当該割当予定先並びに当該割当予定先の役員、主要株主等の関係者および関係会社（以下、「割当予定先等」と総称します。）が反社会的勢力との関係を有しているか否か、並びに割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門 3 丁目 7 番 12 号、代表取締役 古野 啓介）に調査を依頼いたしました。その結果、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとの回答を得ております。

よって、当社は、割当予定先等が反社会的勢力との関係を有さず、違法行為にも関与していないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的および理由」で述べた通り、インドネシアのエネルギー事業大手インディカ及び当社との間で協力契約を締結し、インドネシアにおいて発電事業に参画するとともに、子会社事業や、M&A および有価証券・不動産投資へも資金を投入することといたしました。

割当予定先 SHKS は、サンフンカイの間接完全子会社であります。当社は、平成 24 年 2 月にサンフンカイ子会社 Itso Limited に株式を引き受けて頂く等、サンフンカイとは親密な関係にあります。SHKS に対して本件発電事業等に関する説明を行い、本件第三者割当の引受を依頼したところ、賛同を得たため、同社を割当予定先として選定したものです。

割当予定先 HV は、代表の Cheng 氏がインディカの法律アドバイザーを務めているという関係にあり、インディカ経営陣との交流があることに加え、同社発電事業に関する実績及びノウハウを高く評価しております。HV に対して本件発電事業等に関する説明を行い、本件第三者割当の引受を依頼したところ、賛同を得たため、同社を割当予定先として選定したものです。

割当予定先 Victory は、COL の間接完全子会社であります。COL は、香港で上場している投資会社であり、香港を拠点に、アジアへの豊富な投資経験を有しております。また、当社は、平成 24 年 2 月に Victory を通じて株式及び新株予約権を引き受けて頂くなど、COL とは親密な関係にあります。Victory に対して本件発電事業等に関する説明を行い、本件第三者割当の引受を依頼したところ、賛同を得たため、同社を割当予定先として選定したものです。

割当予定先 Cher 氏は、当社代表取締役社長であるチャー チェンロンの実父であります。また、当社の筆頭株主であるのぞみ 1 号投資事業有限責任組合の 99.54%を出資しております。同氏に対して M&A および有価証券・不動産投資等に関する説明を行い、本件第三者割当の引受を依頼したところ、賛同を得たため、同氏を割当予定先として選定したものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株式につきましては、平成 26 年 6 月 23 日に当社副社長（当時）チャー チェンロンが各割当予定先と会議を行ったところ、各割当予定先から、基本的には中長期的に保有するが、投資環境や経済環境といったマクロ的環境の変化によっては売却することも有り得る旨を口頭にて伺っております。よって、各割当予定先との間で締結する予定の引受契約において、本株式を割当から一定期間保有することを求めるロックアップ条項は設けておりません。

実際、当社が平成 24 年 2 月に当社が第三者割当を行った株式について、割当先であるサンフンカイ子会社 Itso Limited および COL 子会社 Victory Domain Limited は、為替相場の円安傾向を見込み、払込期日から 2 年以内に一部を売却したという経緯がございます。

なお、各割当予定先から、本新株式について、払込期日より 2 年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

本新株予約権につきましては、平成 26 年 6 月 23 日に当社副社長（当時）チャー チェンロンが各割当予定先と会議を行ったところ、各割当予定先から、行使によって取得した当社株式について、基本的には純投資目的による保有であることから、当社の株価動向に応じて投資回収および追加行使を図るために売却することも有り得る旨を口頭にて伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① Sun Hung Kai Strategic Capital Limited

SHKS が払込みを行うには、株式割当に関して 2 億 6000 万円、新株予約権行使に関して 26 億 4000 万円の資金が必要となります。

当社は、SHKS から 3,248,612.92 米ドル（約 3 億 7000 万円、1 米ドル＝115 円で換算）の資金証明を受領するとともに、当該資金は同社の親会社であるサンフンカイからの出資によって調達した自己資金であることを口頭にて確認しております。

また、サンフンカイの財務諸表により、サンフンカイの 2014 年 6 月末現在の現金および現金等価物残高が 3,533.4 百万香港ドル（約 530 億円、1 香港ドル＝15 円で換算）であることを確認するとともに、SHKS の払込資金の不足額については、必要に応じて SHKS に出資または融資を行う旨の確約を口頭で得ております。

その結果、新株予約権に関しては複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の売却代金を次回の行使資金に充当すること、および、必要に応じてサンフンカイからの出資または融資を受けることを前提に、SHKSの本件第三者割当に係る払込が可能であると判断いたしました。

② Victory Domain Limited

Victory が払込みを行うには、株式割当に関して 2 億 8600 万円、新株予約権行使に関して 29 億 6000 万円の資金が必要となります。

当社は、Victory から 2.8 百万米ドル（約 3 億 2000 万円、1 米ドル=115 円で換算）の資金証明を受領するとともに、当該資金は同社の親会社である COL からの出資によって調達した自己資金であることを口頭にて確認しております。

また、COL の財務諸表により、COL の 2014 年 6 月末現在の現金および現金等価物残高が 517 百万香港ドル（約 77 億円、1 香港ドル=15 円で換算）であることを確認するとともに、Victory の払込資金の不足額については、必要に応じて Victory に出資または融資を行う旨の確約を口頭で得ております。

その結果、新株予約権に関しては複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の売却代金を次回の行使資金に充当すること、および、必要に応じて COL からの出資または融資を受けることを前提に、Victory の本件第三者割当に係る払込が可能であると判断いたしました。

③ Honour Venture Limited

HV が払込みを行うには、株式割当に関して 1 億 3000 万円、新株予約権行使に関して 7 億円の資金が必要となります。

当社は、HV 代表 Cheng Tim Jin 氏から 4 百万米ドル（約 4 億 6000 万円、1 米ドル=115 円で換算）の資金証明を受領するとともに、当該資金は自己資金であることを口頭にて確認しております。

その結果、新株予約権に関しては複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の売却代金を次回の行使資金に充当することを前提に、HV の本件第三者割当に係る払込が可能であると判断いたしました。

③ Cher Yeong How

Cher 氏が払込みを行うには、新株予約権行使に関して 9 億円の資金が必要となります。

当社は、Cher 氏から 1.5 百万米ドル（約 1 億 7000 万円、1 米ドル=115 円で換算）および 5,272,247.4 人民元（約 1 億円、1 人民元=19 円で換算）の資金証明を受領するとともに、当該資金は自己資金であることを口頭にて確認しております。

その結果、新株予約権に関しては複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の売却代金を次回の行使資金に充当することを前提に、Cher 氏の本件第三者割当に係る払込が可能であると判断いたしました。

7. 募集後の大株主および持株比率

(1) 本新株予約権が権利行使されない場合

募集前 (平成 26 年 9 月 30 日現在)		募集後	
のぞみ 1 号投資事業有限責任組合	15.45%	のぞみ 1 号投資事業有限責任組合	12.82%
野村證券株式会社	2.84%	Victory Domain Limited	7.22%
EFG Bank AG, Hong Kong A/C Client	2.18%	Sun Hung Kai Strategic Capital Limited	6.56%
CBSG – Bank Julius Baer & Co. Ltd., Singapore Branch	1.98%	Honour Venture Limited	3.28%
立花 哲也	1.95%	野村證券株式会社	2.35%
Mizuho Securities Asia Limited – Client A/C 69250601	1.69%	EFG Bank AG, Hong Kong A/C Client	1.81%
金海 寧雄	1.49%	CBSG – Bank Julius Baer & Co. Ltd., Singapore Branch	1.64%
福本 光浩	1.38%	立花 哲也	1.62%
井関 清	1.27%	Mizuho Securities Asia Limited – Client A/C 69250601	1.40%
関 喜良	1.19%	金海 寧雄	1.24%

(2) 本新株予約権が全て権利行使された場合

募集前 (平成 26 年 9 月 30 日現在)		募集後	
のぞみ 1 号投資事業有限責任組合	15.45%	Victory Domain Limited	26.16%
野村證券株式会社	2.84%	Sun Hung Kai Strategic Capital Limited	23.39%
EFG Bank AG, Hong Kong A/C Client	2.18%	Honour Venture Limited	6.92%
CBSG – Bank Julius Baer & Co. Ltd., Singapore Branch	1.98%	のぞみ 1 号投資事業有限責任組合	6.01%
立花 哲也	1.95%	Cher Yeong How	4.62%
Mizuho Securities Asia Limited – Client A/C 69250601	1.69%	野村證券株式会社	1.10%
金海 寧雄	1.49%	EFG Bank AG, Hong Kong A/C Client	0.85%
福本 光浩	1.38%	CBSG – Bank Julius Baer & Co. Ltd., Singapore Branch	0.77%
井関 清	1.27%	立花 哲也	0.76%
関 喜良	1.19%	Mizuho Securities Asia Limited – Client A/C 69250601	0.66%

8. 今後の見通し

本件第三者割当が当社業績に与える具体的な影響額については、現時点では未定であり、確定次第速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が 25%以上であることから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手または株主の意思確認手続きを要します。つきましては、本件株主総会に付議する本件第三者割当に関する議案の中で、本件第三者割当の必要性および相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせて頂くことといたします。

10. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結売上高	4,015,870	2,638,400	3,476,739
連結営業利益	▲254,698	▲585,577	▲729,703
連結経常利益	▲200,685	▲649,744	▲817,920
連結当期純利益	▲271,408	▲578,331	▲522,436
1株当たり連結当期純利益(円)	▲2.52	▲2.84	▲2.23
1株当たり配当金(円)	0	0	0
1株当たり連結純資産(円)	6.86	7.71	6.13

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況(平成26年12月17日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	256,866,529株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	26,739,500株	10.41%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始値	10円	29円	19円
高値	67円	42円	30円
安値	9円	16円	12円
終値	29円	19円	13円

② 最近6ヵ月間の状況

	平成26年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	20円	16円	18円	17円	18円	17円
高値	21円	18円	19円	19円	19円	23円
安値	15円	15円	16円	15円	16円	16円
終値	16円	18円	17円	17円	17円	22円

(注) 平成26年12月の株価については、平成26年12月17日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年12月17日
始値	20円
高値	22円
安値	20円
終値	22円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成24年2月24日
調達資金の額	800,000,000円 (差引手取概算額: 790,000,000円)
発行価額	1株当たり10円
募集時における発行済株式数	94,863,629株
当該募集による発行済株式数	40,000,000株
募集後における発行済株式総数	134,863,629株
割 当 先	のぞみ1号投資事業有限責任組合 40,000,000株 Itso Limited 25,000,000株 Victory Domain Limited 15,000,000株
発行時における当初の資金使途	事業運転資金 (200百万円) ・人件費および経費 (90百万円) ・Join Capital Limited への借入金返済 (110百万円) 海外投資資金 (中国を中心とする Pre-IPO の企業への投資資金) (590百万円) ・中国大手ベンチャーキャピタルとの共同投資 (250百万円) ・中国大手金融機関との共同投資 (140百万円) ・大手病院への投資 (200百万円)
発行時における支出予定時期	平成24年2月～平成24年3月
現時点における充 当 状 況	事業運転資金 (310百万円) (内訳) ・人件費および経費 (200百万円) ・Join Capital Limited への借入金返済 (110百万円) 海外投資資金 (中国を中心とする Pre-IPO の企業への投資資金) (480百万円) (内訳) ・同仁医療産業集団有限公司 (中国) への投資 (480百万円)

② 第三者割当による第9回新株予約権の発行

割 当 日	平成 24 年 2 月 24 日								
発行新株予約権数	80,000 個 (1 個につき目的となる株式 : 1,000 株)								
発行 価 額	0 円								
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,200,000,000 円 (差引手取概算額 : 1,190,000,000 円)								
割 当 先	<table> <tr> <td>Victory Domain Limited</td> <td>32,000 個</td> </tr> <tr> <td>Dragon Capital Limited</td> <td>15,000 個</td> </tr> <tr> <td>天華行有限公司</td> <td>16,500 個</td> </tr> <tr> <td>Rainbow Oasis Investments Limited</td> <td>16,500 個</td> </tr> </table>	Victory Domain Limited	32,000 個	Dragon Capital Limited	15,000 個	天華行有限公司	16,500 個	Rainbow Oasis Investments Limited	16,500 個
Victory Domain Limited	32,000 個								
Dragon Capital Limited	15,000 個								
天華行有限公司	16,500 個								
Rainbow Oasis Investments Limited	16,500 個								
募集時における 発行済株式数	94,863,629 株								
当該募集による 潜在株式数	80,000,000 株								
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数 : 53,665,000 株 (残新株予約権数 26,335 個、行使価額 15,000 円)								
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	804,975,000 円 (差引手取概算額 : 794,975,000 円)								
発行時における 当初の資金用途	<p>海外投資資金 (中国を中心とする Pre-IPO の企業への投資資金) (900 百万円) (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国大手ベンチャーキャピタルとの共同投資 (300 百万円) ・中国大手金融機関との共同投資 (400 百万円) ・日本企業との協業による中国の飲食関連企業への投資 (100 百万円) ・不動産開発プロジェクトへの投資 (100 百万円) <p>国内投資資金 (290 百万円) (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国への進出を通じて一層の成長が見込める日本国内企業への投資 (290 百万円) 								
発行時における 支 出 予 定 時 期	平成 24 年 2 月 ~ 平成 25 年 12 月								
現時点における 充 当 状 況	<p>事業運転資金 (352 百万円) (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費および経費 (352 百万円) <p>海外投資資金 (112 百万円) (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・中国・大洋州における M&A および不動産開発プロジェクトへの投資 (112 百万円) <p>国内投融資資金 (208 百万円) (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・M&A および不動産開発プロジェクトへの投融資 (198 百万円) ・小売業への投融資 (10 百万円) 								

11. 発行要項

<株式>

株式の種類	アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社単元株式数は100株です。
発行新株式数	52,000,000株
発行価額	1株につき13円
発行価額の総額	676,000,000円
増加する資本金および資本準備金に関する事項	増加する資本金の額 1株につき6.5円 (総額338,000,000円) 増加する資本準備金の額 1株につき6.5円 (総額338,000,000円)
申込期日	平成27年2月25日
割当日	平成27年2月25日
募集の方法	第三者割当の方法により、下記の通り割り当てます。 Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 20,000,000株 Victory Domain Limited 22,000,000株 Honour Venture Limited 10,000,000株

<第10回新株予約権>

新株予約権の名称	アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社 第10回新株予約権 (以下、「本新株予約権」といいます。)
発行新株予約権数	315,000個
発行価額の総額	0円
申込期日	平成27年2月25日
割当日	平成27年2月25日
募集の方法	第三者割当の方法により、下記の通り割り当てます。 Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 132,000個 Victory Domain Limited 148,000個 Honour Venture Limited 35,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式315,000,000株とする (本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は当社普通株式1,000株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額 (同欄第2項に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

	<p style="text-align: center;">調整後割当株式数 = $\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$</p> <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、20円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。）、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなし</p>

て行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \quad \times \quad \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けて終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調

	<p>整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>6,300,000,000 円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成 27 年 2 月 25 日から平成 32 年 2 月 24 日までの 5 年間とする。（但し、平成 32 年 2 月 24 日が銀行営業日でない場合にはその直前の銀行営業日までとする。）</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社 企画管理部 東京都港区白金台三丁目 14 番 4 号 LB ビルディング</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 五反田支店 東京都品川区東五反田一丁目 14 番 10 号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部又は全部を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。
--------------------------	-------------

(注1) 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

(注2) 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(注3) 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

(注4) その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

<第11回新株予約権>

新株予約権の名称	アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社 第11回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）
発行新株予約権数	30,000個
発行価額の総額	0円
申込期日	平成27年2月25日
割当日	平成27年2月25日
募集の方法	第三者割当の方法により、下記の通り割り当てます。 Cher Yeong How 30,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式30,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は当社普通株式1,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株

	<p>予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、30円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を</p>

発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。）、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>900,000,000 円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成 27 年 2 月 25 日から平成 32 年 2 月 24 日までの 5 年間とする。（但し、平成 32 年 2 月 24 日が銀行営業日でない場合にはその直前の銀行営業日までとする。）</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社 企画管理部 東京都港区白金台三丁目 14 番 4 号 LB ビルディング</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 五反田支店 東京都品川区東五反田一丁目 14 番 10 号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に残存する本新株予約権の一部又は全部を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注1) 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第 3 項に定める口座に入金された日に発生する。

(注2) 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(注3) 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

(注4) その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

12. 前回第三者割当に係る資金使途の変更について

当社は、前回第三者割当に関しまして、平成 23 年 12 月 22 日付適時開示資料「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」および平成 25 年 5 月 24 日付適時開示資料「第三者割当に係る資金使途の変更および新株予約権の行使期間の延長に関するお知らせ」に記載した「調達する資金の具体的な使途」を、下記の通り変更しております。

また、使途を変更した資金の一部はすでに支出しております。

本来ならば、事前に適時開示を行うべきでありましたが、係る開示を行っていないため、本適時開示資料において報告させていただきます。

(1) 資金使途変更の理由

当社は、平成 25 年 5 月 24 日付適時開示資料に記載した通り、中国経済の成長率低下や日中関係の悪化等を背景に、前回第三者割当に係る資金使途を、中国関連に限定せず、中国以外のアジア地域や日本国内への投資を含む内容に変更いたしました。

しかしながら、その後も投資案件の進捗が思わしくなく、経費見直しや人員削減を進めたものの、純損失の計上が続く、投資目的としていた資金の一部を運転資金に充当せざるを得ない状況となりました。

その結果として、「海外投資資金」および「国内投融資資金」を減額するとともに、「事業運転資金」中の「人件費及び経費」を増額いたしました。「人件費及び経費」増額分の一部はすでに支出しております。

なお、「国内投融資資金」の内訳につきましては、ワイン事業へ投資する機会を得たことに伴い、「小売業への投資」を使途に追加し、すでに支出しております。

(2) 資金使途変更の内容

資金使途変更の内容は下記の通りです。変更箇所には下線を付しております。

(前回第三者割当に係る資金使途変更の内容)

(変更前) (平成 25 年 5 月 24 日時点)

	具体的な使途	調達予定金額	支出予定時期
新株式 の発行	<u>事業運転資金 (200 百万円)</u> ・ <u>人件費及び経費 (90 百万円)</u> ・ <u>Join Capital Limited への借入金返済 (110 百万円)</u> 海外投資資金 (590 百万円) (中国を中心とする Pre-IPO の企業への投資資金) ・ <u>同仁医療産業集団有限公司 (中国) への投資 (480 百万円)</u> ・ <u>中国における小売業への投資 (110 百万円)</u>	800 百万円 (790 百万円)	平成 24 年 2 月 ～ <u>平成 25 年 12 月</u>
第 9 回 新株 予約権 の行使	<u>事業運転資金 (100 百万円)</u> ・ <u>人件費及び経費 (100 百万円)</u> 海外投資資金 (600 百万円) ・ <u>アジア・中国・大洋州における M&A および不動産開発プロジェクトへの投資 (600 百万円)</u> 国内投融資資金 (490 百万円) ・ <u>M&A および不動産開発プロジェクトへの投融資 (490 百万円)</u>	1,200 百万円 (1,190 百万円)	平成 24 年 2 月 ～ 平成 27 年 12 月

(注) 上表中、調達予定金額のカッコ内は、手取概算額です。

(変更後)

	具体的な使途	調達予定金額	支出予定時期
新株式 の発行	<u>事業運転資金 (310 百万円)</u> ・ 人件費及び経費 (200 百万円) ・ Join Capital Limited への借入金返済 (110 百万円) 海外投資資金 (480 百万円) (中国を中心とする Pre-IPO の企業への投資資金) ・ 同仁医療産業集団有限公司 (中国) への投資 (480 百万円)	800 百万円 (790 百万円)	平成 24 年 2 月 ～ 平成 26 年 3 月
第 9 回 新株 予約権 の行使	<u>事業運転資金 (370 百万円)</u> ・ 人件費及び経費 (370 百万円) 海外投資資金 (400 百万円) ・ アジア・中国・大洋州における M&A および不動産開発 プロジェクトへの投資 (400 百万円) <u>国内投融資資金 (420 百万円)</u> ・ M&A および不動産開発プロジェクトへの投融資 (410 百万円) ・ 小売業への投資 (10 百万円)	1,200 百万円 (1,190 百万円)	平成 24 年 2 月 ～ 平成 27 年 12 月

(注) 上表中、調達予定金額のカッコ内は、手取概算額です。

(ご参考：前回第三者割当に係る資金の充当状況)

	具体的な使途	調達金額 (注 4)	充当金額	充当時期
新株式 の発行	事業運転資金 (310 百万円) ・ 人件費及び経費 (200 百万円) ・ Join Capital Limited への借入金返済 (110 百万円) 海外投資資金 (480 百万円) (中国を中心とする Pre-IPO の企業への投資資 金) ・ 同仁医療産業集団有限公司 (中国) への投資 (480 百万円)	790 百万円	790 百万円	平成 24 年 2 月 ～ 平成 26 年 3 月
第 9 回 新株 予約権 の行使	事業運転資金 (352 百万円) ・ 人件費及び経費 (352 百万円) 海外投資資金 (112 百万円) ・ アジア・中国・大洋州における M&A および 不動産開発プロジェクトへの投資 (112 百万 円) (注 1) 国内投融資資金 (208 百万円) ・ M&A および不動産開発プロジェクトへの投 融資 (198 百万円) (注 2) ・ 小売業への投融資 (10 百万円) (注 3)	795 百万円	672 百万円	平成 24 年 2 月 ～ 平成 26 年 10 月

(注 1) 内訳は下記の通りです。

- ・ 天安陽光広場プロジェクト関連支出 (46 百万円)
- ・ 豪州投資案件関連支出 (66 百万円)

(注 2) 内訳は下記の通りです。

- ・国内不動産への投資（161百万円）
- ・医療法人投資案件関連支出（6百万円）
- ・子会社株式追加取得（31百万円）

（注3）内訳は下記の通りです。

- ・ワイン事業関連支出（10百万円）

（注4）調達金額は手取概算額です。

（ご参考：第9回新株予約権の行使状況）

	個数（個）	株式数（株）	価額（円）
発行個数	80,000	80,000,000	1,200,000,000
行使個数	53,665	53,665,000	804,975,000
未行使個数	26,335	26,335,000	395,025,000

行使日	行使個数（個）	交付株式数（株）	行使価額（円）
平成25年1月16日	5,600	5,600,000	84,000,000
平成25年2月5日	5,000	5,000,000	75,000,000
平成25年2月7日	6,000	6,000,000	90,000,000
平成25年3月7日	3,900	3,900,000	58,500,000
平成25年3月15日	6,000	6,000,000	90,000,000
平成25年4月16日	5,500	5,500,000	82,500,000
平成26年5月19日	5,000	5,000,000	75,000,000
平成26年5月30日	5,000	5,000,000	75,000,000
平成26年6月11日	5,000	5,000,000	75,000,000
平成26年7月9日	1,333	1,333,000	19,995,000
平成26年9月8日	1,333	1,333,000	19,995,000
平成26年10月31日	1,333	1,333,000	19,995,000
平成26年12月8日	1,333	1,333,000	19,995,000
平成26年12月15日	1,333	1,333,000	19,995,000
累計	53,665	53,665,000	804,975,000

以 上